



子育て高齢者三世帯同居 リフォーム支援事業

①子育て支援型

1. 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - ・18歳未満の子どもがいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
2. 住宅要件
 - ・子育て世帯が居住する住宅
3. 対象工事
 - ・子ども部屋の増築
 - ・子どものための間取り変更
 - ・子どものための内装改修工事
 - ・子育てのためのテレワークスペース改修工事
 - ・子育てのための対面キッチン改修工事等
 - ・補助対象工事費が30万円以上の工事
4. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)
5. 募集件数 3件

②高齢者バリアフリー型

1. 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - ・65歳以上の高齢者がいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外からなる世帯の場合は、公的年金等を除く。)
2. 住宅要件
 - ・高齢者世帯が居住する住宅
3. 対象工事
 - ・高齢者用の寝室の増築
 - ・内装改修工事
 - ・バリアフリー改修工事等(同時に行う省エネ改修工事等を含む。)
 - ・補助対象工事費が30万円以上の工事
4. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)
5. 募集件数 5件

③三世帯同居支援型

1. 世帯要件
 - ・18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯(予定を含む。)
2. 住宅要件
 - ・リフォーム完了までに耐震性を有する住宅等
3. 対象工事
 - ・三世帯が同居するために行う工事(玄関・トイレ・浴室(脱衣室を含む。))・キッチンのうち、1以上の部位を増設する工事)
4. 補助金額
 - ・補助対象工事費の50%(限度額75万円)
5. 募集件数 1件

補助の条件

○住宅要件

【子育て支援型・高齢者バリアフリー型】

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること など

【三世帯同居支援型】

津久見市内にある既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。)ただし、昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建ての木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了までに耐震性を有するものとする など

○募集期間

5月6日(木)～5月31日(月)
※応募多数の場合は、抽選を行います。
※6月以降は先着順です。

その他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

申込・問い合わせ先(相談窓口)

津久見市役所 まちづくり課 土地住まい整備班 TEL82-4111(内線370)